

CMAC 会議(2021年3月)出席報告

SMBC 日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト
 公益社団法人日本証券アナリスト協会認定アナリスト/公認会計士
 財務会計基準機構 基準諮問会議委員
 企業会計基準委員会 IFRS 適用課題対応専門委員会等の専門委員
 IASB 資本市場諮問委員会委員

おおたき こうえい
大瀧 晃栄

I. はじめに

2021年3月11日、国際会計基準審議会 (IASB) の資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee、以下「CMAC」という。) が開催された。CMAC は、世界各国の財務諸表利用者の意見を IASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMAC の会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は世界作成者フォーラム (Global Preparers' Forum、以下「GPF」

という。)¹ との共同開催である。2021年1月、委員交代に伴い3名の新規メンバーが加わり、CMAC の委員は総勢16名となった。

2021年3月に開催された CMAC 会議は、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症により各国で緊急事態宣言が発令される中での開催となったため、参加者全員がビデオ若しくは電話による参加となった。

今回の CMAC 会議の議題は、図表1のとおりである。

図表1 2021年3月11日開催 CMAC 議事一覧²

番号	時間 (GMT)	議事
1	10:00-10:15	新任メンバーの紹介
2	10:15-11:15	適用後レビュー (IFRS 第9号「金融商品」のうち分類と測定)
3	11:15-12:00	適用後レビュー (IFRS 第10号、第11号及び第12号)
4	12:10-13:10	公開草案「規制資産及び規制負債」
5	13:10-14:10	討議資料「共通支配下の企業結合」
6	14:20-14:50	非公開セッション (Administration)

(出所) IASB

1 GPF は、財務諸表作成者の意見を IASB に対して定期的にインプットする組織であり、CMAC とは対をなしている。CMAC 同様、年3回開催される。

2 当日使用された資料及び議論の様子は、以下で閲覧、視聴が可能である。
<https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings>

Ⅱ. 2021年3月開催CMAC会議の 議事概要

1. 適用後レビュー（IFRS第9号「金融商品」 のうち分類と測定）

【背景と主な論点】

IASBは2020年10月開催の審議会で、IFRS第9号「金融商品」のうち分類と測定に関する適用後レビューを開始することを決定した。同年12月の審議会では2021年第3四半期に情報提供の要請を公表すること、及び適用後レビューを進めるにあたり優先して検討すべき事項を特定するため、2021年前半に諮問機関等を通じたアウトリーチを実施することを決定した。今回のCMAC会議は、そのアウトリーチの一環として行われた。CMACメンバーには、主として以下の3つの質問に対する意見が求められた。

- (a) IFRS第9号は、キャッシュ・フローを実現するために企業が金融資産を管理する方法について有用な情報を提供しているか。
- (b) 分類と測定の情報は異なる企業間において比較可能か。期待していた情報で、提供されていないものはあるか。
- (c) 適用後最初のIFRS第9号の財務諸表において提供された情報は、分類の変更を理解するために有用だったと考えるか。

また、これら質問に対する回答にあたり、①金融資産：事業モデルの評価、②金融資産：SPPI、③金融資産：資本性金融商品の公正価値の変化の表示、④金融負債：自己の信用リスクの利得及び損失の表示、⑤契約上のキャッシュ・フローの変更、⑥IFRS第9号への移行、という6つの論点領域のうち、どの領域であるかも言及するよう求められた。

【CMACでの議論】

まずIASBスタッフよりIFRS第9号「金融

商品」のうち分類と測定に関する適用後レビューの背景や今後のスケジュールなどが説明された。また、IASBで既に識別している論点領域に関する説明があり、その後、主たる3つの質問について討議が行われた。

- (a) IFRS第9号は、キャッシュ・フローを実現するために企業が金融資産を管理する方法について有用な情報を提供しているか、という質問に対して、CMACメンバーは、IFRS第9号の分類と測定により提供される情報は総じて有用であると述べた。個別の論点については、金融負債の公正価値の変動において、自己の信用リスクにかかる部分をその他包括利益で表示することの有用性を評価するコメントの他、OCIオプションに関して選択できる範囲やリサイクリングの禁止に関して様々な意見が述べられた。

筆者は、ノンリサイクリングについては、キャピタルゲインという投資活動の成果が当期純損益に反映されず、企業業績を忠実に表現していないと考えられるため、見直しが必要であるとの意見を述べた。

- (b) 分類と測定の情報は異なる企業間において比較可能か。期待していた情報で、提供されていないものはあるか、という質問に対して、CMACメンバーは、複雑な金融商品の公正価値を比較することは財務諸表利用者にとって課題であると述べた。それに対してIASB理事の一人は、近く公表されるIFRS第13号「公正価値測定」の改正案が有用な情報になるだろうと述べた。
- (c) 適用後最初のIFRS第9号の財務諸表において提供された情報は、分類の変更を理解するために有用だったと考えるか、という質問に対して、CMACメンバーは移行時に提供された情報の組み合わせは、分類の変更を理解するうえで有用だったと述べた。

【次のステップ】

IASBは、2021年後半に予定されている情報提供の要請に向けて、論点を特定するためのアウトリーチを今後数か月間、継続する予定である。

2. 適用後レビュー (IFRS 第10号、第11号及び第12号)

【背景と主な論点】

IASBは2020年12月に、情報要請「IFRS第10号『連結財務諸表』、第11号『共同支配の取決め』及び第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」を公表している(コメント期限は2021年5月10日)。適用後レビューによる発見事項は、その内容次第で基準設定プロジェクトのアジェンダに追加する、若しくはリサーチプロジェクトとしてさらに検討する可能性がある。情報要請の中で、財務諸表利用者に対しては、主としてIFRS第12号の開示規定に関して質問が設けられている。今回のCMAC会議では、情報要請の概要を踏まえ、下記の具体的な開示事項の有用性について討議が行われた。

- (a) 重要な判断及び仮定の開示
- (b) 子会社の開示
- (c) ジョイントベンチャー及び関連会社の情報開示
- (d) ストラクチャード・エンティティの開示

【CMACでの議論】

- (a) 重要な判断及び仮定の開示については、複数のCMACメンバーから、支配が明確でない場合、実質的に支配していると判断した理由の開示は有用であることが述べられた。また、重要な関連会社等の決定方法に関する情報や投資先との関係の変化に関する情報も有用であることが指摘された。
- (b) 子会社の開示については、多くのCMAC

メンバーは、重要な非支配株主持分に関する開示は、非支配株主持分を評価するうえで有用であると述べた。筆者は、非支配株主持分の内訳開示が有用であることを述べた。その他CMACメンバーからは、非支配株主持分に関連するキャッシュ・フロー情報の必要性や重要な制限に関する情報の有用性が述べられた。

- (c) ジョイントベンチャー及び関連会社の情報開示についても、多くのCMACメンバーは重要な関連会社等に関する要約財務諸表は有用であることを述べた。また、子会社と同様に関連会社等のキャッシュ・フローに関する情報開示の必要性が指摘された。筆者は、持分法で会計処理されている投資残高の内訳開示や、関連会社が上場会社である場合の含み損益の開示の有用性を指摘した。

【次のステップ】

スタッフは、CMACメンバーからのコメント及び情報要請に対するフィードバックを検討し、その概要をIASBに提示する。

3. 公開草案「規制資産及び規制負債」

【背景と主な論点】

IASBは2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」を公表している(コメント期限は2021年7月30日)。IASBは、料金規制に関する会計基準の開発において、2009年に一度公開草案を公表したものの、論点の複雑さを理由に2010年に断念した経緯がある。しかし、2011年のアジェンダ協議を経て、再び基準開発が進められ、今回の公開草案の公表につながった。

本公開草案では、料金に関する規制上の合意があり、かつ時点差異が発生する場合において、収益を見越し計上し、規制資産又は規制負債を認識することによって、規制対象企業の収

益と費用の関係を理解するための補足情報を提供することを提案している。主な論点は、収益の見越し計上に関する懸念であり、不確実なノンキャッシュ利益が計上される可能性や、費用の繰延処理を定めている米国基準（Topic 980「規制対象事業」）と異なる点である。今回のCMAC会議では、CMACメンバーからの予備的な意見を得るために、一般情報、範囲、測定及び表示・開示のセクションごとに議論が行われた。

【CMACでの議論】

まずIASBスタッフより公開草案「規制資産及び規制負債」に概要について説明があり、それぞれのセクションごとの議論を行った。一般情報については、CMACメンバーから公開草案の提案を理解するための質問が幾つかなされた。あるCMACメンバーは、なぜ注記ではなく、基本財務諸表上での表示を提案したのか質問した。スタッフは、時点差異がある場合、規制資産や規制負債を認識することで、企業が財・サービスを提供した期間の業績において、同期間に提供した財・サービスに関して請求できる報酬を反映できるようになると説明した。また、他のCMACメンバーは、米国基準とのコンバージェンスについて質問した。スタッフは、会計処理に違いはあるものの、結果的には大きな違いにはならないと考えており、またIASBはコンバージェンスよりも有用な情報を提供することを優先させたと回答した。その他、公開草案の公表までに時間が要した経緯については、規制資産と規制負債が、資産と負債の定義を満たすか判断するために、概念フレームワークの完成を踏まえたうえでの公表だったことやパススルー契約との比較についても質疑があった。

測定については、一部のCMACメンバーから規制資産の回収可能性について懸念が示され

た。測定に関する提案では、経営者の判断が必要となることから、注記で開示することが有用であるとの指摘があった。スタッフは、それら不確実性に関する開示が要求されるだろうと回答した。その他CMACメンバーからは、将来キャッシュ・フローを割引くことに対して複雑性が増すことへの懸念も指摘された。

表示・開示については、規制資産及び規制負債が営業資産及び営業負債に該当することの確認がなされた。また、損益計算書の表示については、規制収益から規制費用を控除した純額を収益のすぐ下に独立表示することに同意する意見があった。

【次のステップ】

IASBは、公開草案の提案を再検討する際に、CMACメンバーからのフィードバックを考慮する。

4. 討議資料「共通支配下の企業結合」

【背景と主な論点】

IASBは2020年11月に、討議資料「共通支配下の企業結合」を公表している（コメント期限は2021年9月1日）。IASBは、実務において、共通支配下における企業結合の会計処理がIFRS第3号「企業結合」に基づく取得法を用いた報告もあれば、簿価法を用いた報告もあるなど会計処理の不統一が見られることから、実務の不統一を削減し、目的適合性や比較可能性のある有用な情報を提供するために基準開発を行った。

本討議資料の主な論点は、連結子会社が連結孫会社を企業結合した際に、移転先となる連結子会社が行う測定方法として、取得法と簿価法のどちらを選択するかという問題である。親会社からすればグループ内再編にすぎないが、移転先となる連結子会社が入場している場合等では、非支配株主やその他利害関係者への影響

が生じる。そのため、本討議資料では、予備的な見解として取得法か簿価法のどちらを選択するかのフローチャートを提案している。その他、取得法、簿価法の適用方法や開示についても提案がなされている。

今回のCMAC会議では、CMACメンバーに対して、(a)移転先企業の測定方法の選択に関する提案、(b)簿価法の適用方法について意見が求められた。

【CMACでの議論】

- (a) 移転先企業の測定方法の選択に関する提案については、スタッフからIASBの予備的な見解が紹介され、その見解に基づいた場合、移転先企業が非支配株主を有する上場会社の場合は取得法、公開準備会社である場合は簿価法、そして非支配株主は存在しないが社債や銀行借入れがある場合も簿価法になることが示された。これに対して複数のCMACメンバーは、提案されたアプローチに同意した。特に非支配株主が影響を受ける場合に取得法を用いることを支持した。筆者は、非支配株主の影響を考慮することは重要であるものの、移転先企業が公開会社か否かで会計処理を選択するアプローチは望ましくないと指摘した。その他CMACメンバーからは、債券投資家にとって公正価値に関する情報は有用であるとの指摘があった。また、新たなアプローチが適用された場合の開示への影響やIASBの審議における他のアプローチ（定量的な閾値など）の検討について質疑があった。
- (b) 簿価法の適用方法については、どのように結合前情報が提供されるべきかについて討議がなされた。複数のCMACメンバーからは、結合前情報は修正再表示しないという提案に同意すること、そしてIFRS第3号で要求されるプロフォーマ情報は、簿価法を適用する

場合にも有用であることが述べられた。プロフォーマ情報の内容については様々な意見が出された。また、簿価法を適用する場合の開示についても議論がなされ、議論の出発点としてIFRS第3号の要求事項を検討するIASBの提案に同意する意見があった。またあるCMACメンバーはコストの観点からIASBの提案するアプローチに同意するものの、受け取った資産・負債の公正価値の追加開示も歓迎すると述べた。

【次のステップ】

スタッフは、CMACメンバーの意見をIASBに報告し、討議資料に対するフィードバックを分析する際に考慮する。

5. 次回のCMAC会議

次回のCMAC会議は、2021年6月10日及び11日にGPFと合同開催する予定である。

Ⅲ. おわりに

今回のCMAC会議で取り扱った議題のうち、適用後レビューIFRS第10号「連結財務諸表」、第11号「共同支配の取決め」及び第12号「他の企業への関与の開示」並びにIFRS第9号「金融商品」の分類と測定は、高品質な会計基準の開発に向けて、基準改正の足掛かりとなる重要な機会であると認識している。開示改善を検討する際には、基準改正が必要なのか、それとも実務上の適用の問題なのかを整理する必要があるだろう。また、会計処理については、日本基準と基準差が生じている重要な論点にも注目している。具体的には、IFRS第10号における支配喪失時における残存持分の公正価値による再評価や、IFRS第9号における資本性金融商品のOCIオプション選択時のリサイクリング

禁止等である。

筆者は、ASBJがIFRSとのコンバージェンスを進めるにあたり考慮した、我が国における会計基準に係る基本的な考え方に賛同しており、上記の基準差については、適用後レビューを機にIASBが基準の見直しに着手することを期待している。そのため、日本の財務諸表利用者として適切に意見発信をしていきたい。